

# 記入例

## 相続人代表者指定（変更）届 兼固定資産現所有者申告書

受付印

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

燕 市 長

※ 本人自署の場合、押印は省略できます。記名の場合は押印が必要です。

※ 申請人の氏名および日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

相続人（申請人）

氏 名 燕 一 郎

燕

((携帯) 電話番号 0256 - 92 - 1111 )

地方税法第9条の2第1項に規定する被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者、及び、地方税法第384条の3に規定する被相続人との関係

※ 代表となる方について記入してください。

代相 続 人 の 表 示 者	フリガナ	ツバメ イチロウ		被相続人との関係
	氏 名	燕 一 郎		子
		(生年月日) 昭和 30 年 1 月 1 日		
	住 所	新潟県燕市吉田西太田 1934 番地		
被 相 続 人	氏 名	燕 太 郎		
	死 亡 時 の 住 所	新潟県燕市吉田西太田 1934 番地		
	死 亡 年 月 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
代 表 者 以 外 の 相 続 人	氏 名 (生年月日)	被相続人 との関係	住 所	
	燕 花 子 昭和 2 年 2 月 2 日	妻	新潟県燕市吉田西太田 1934 番地	
	新 潟 好 子 昭和 33 年 3 月 3 日	子	新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1	
	年	※ 代表者以外の法定相続人（現所有者）について記入してください。		
	年 月 日	※ 相続登記が翌年 1 月 1 日までに完了しない場合は、相続人代表者へ納税通知書をお送りします。		
	年 月 日			
相続登記の状況		<input type="checkbox"/> 完了 ( 年 月 日登記済) <input checked="" type="checkbox"/> 手続き中 <input type="checkbox"/> 予定 ( 年 月頃)		
摘 要				

※ 亡くなられた方について記入してください。

※ 代表者以外の法定相続人（現所有者）について記入してください。

※ 相続登記が翌年 1 月 1 日までに完了しない場合は、相続人代表者へ納税通知書をお送りします。

注 摘要欄には、相続について争いのある場合はその概要を、また、相続人の代表者に対する書類の送付についてその送付を受けるべき適当な事務所等がある場合には、その旨及び事務所の所在地等を記入してください。

注 法定相続人以外が代表者（現所有者）になる場合は、遺言書などの権利が分かる書類を、また、裁判所で相続放棄手続きが完了した場合は、相続放棄申述受理証明書などを添付のうえ提出してください。

## 相続人代表者指定（変更）届 兼固定資産現所有者申告書について

- 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して課税されますが、所有者が死亡し、相続登記が完了していない場合は、1月1日時点でその資産を現に所有している方（相続人など）に対して課税することとなっています。（地方税法第343条第2項、同法第702条第2項）

### ● 注意事項

1. 相続人代表者指定（変更）届 兼固定資産現所有者申告書は、市税（主に固定資産税）の納税に関する届出です。この届出によって法的に相続を確定するものではありません。
2. 届出の際は、相続権利者全員の同意の上でご提出ください。
3. 相続登記（相続による不動産登記の名義変更）を行うためには、法務局での手続きが必要となります。詳しくは弁護士・司法書士などの専門家へご相談ください。
4. 未登記家屋の名義を変更する場合は、この届出とは別に「家屋補充課税台帳名義変更届」の提出が必要となります。詳しくは、税務課資産税係へお問合せ下さい。
5. 被相続人が亡くなられた翌年の1月1日までに相続登記が完了せず、この届出を提出いただけない場合、市が相続人代表者（現所有者）を指定させていただく場合があります。

### ● 提出書類について

該当する事由により、次の書類の提出が必要となります。

1. 遺言がある場合
  - ・遺言書（公正証書など）の写し
2. 相続を放棄している場合
  - ・相続放棄申述受理通知書の写し、または相続放棄申述受理証明書